

## 第2 契約

### 1 契約の成立・効果

契約とは、要は約束のことで、原則として、「**申込み**」と「**承諾**」という**当事者の意思表示の合致によって成立する**（522条1項）。例えば、Aが区分所有する中古マンションを1,000万円でBに売る売買契約を締結した場合、「売ってください」という「申込み」と「売りましょう」という「承諾」の2つが一致すること（合意）によって成立する。

契約が成立した場合、契約をした当事者間にいろいろな**権利**や**義務**が発生する。上記事例でいえば、AはBに、区分所有するマンションを引き渡さなければならず、他方、BはAに、代金を支払わなければならなくなる（555条）。

なお、上記売買契約の成立のためには、契約書の作成は不要であるが、後のトラブルを防止するために契約書を作成する場合が多い。

### 2 申込みの効力

- ① 申込みは、**相手方に到達**することによって効力が生じる（97条1項）。
- ② 承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができない（523条1項）。この期間内に承諾の通知を受けなかったときは、申込みは効力を失う（523条2項）。
- ③ 承諾の期間を定めないでした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない（525条1項）。



契約書には印紙を貼り付ける等、費用がかかる場合があり、このような費用は、当事者間で取り決めがない場合は双方が半分ずつ負担する（558条）。

### 3 契約の種類

民法で定める契約のことを「典型契約」といい、13種類ある。物や所有権を有料で買う売買契約や、物を有料で借りる賃貸借契約などがある。なお、典型契約に該当しない契約も、**当事者が合意すれば、公序良俗に反しない限り原則として自由に締結できる**。

### 4 契約の無効・取消し

#### (1) 無効・取消しの意味

**無効**とは、当事者が法律行為によって意図した法律効果が**当初から生じないことを**言う。法律行為の無効は、いつでも、誰でも主張することができる。

**取消し**とは、表意者が制限行為能力者であった場合及び意思表示に瑕疵がある場合に、いったん発生した意思表示としての効力を廃棄する旨の、表意者の意思表示のことをいい、**一応は有効であるが、取消しの意思表示によって、効力が当初から無効であったものとみなされる（遡及的無効）**。主張できる者は限られている。



#### 取消し

放置しておくと確定的に有効になる。また、追認によって確定的に有効とすることもできる。

#### (2) 公序良俗違反の契約

公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効である（90条）。社会的妥当性がないからである。

## 第3 人

### 1 権利能力・意思能力・行為能力

契約を完全に有効に行うためには一定の能力が必要であり、以下の3つに分類される。

#### (1) 権利能力

権利や義務の主体となりうる資格をいい、人は出生により権利能力を取得し（3条1項）、死亡によって失う。胎児は原則として権利能力を有しないが、相続・遺贈を受ける権利（886条、965条）、不法行為に基づく損害賠償請求権（721条）については権利能力が認められる。



動物には権利能力が認められない。したがって、犬や猫が契約を締結したり、権利を取得することはできない。

#### (2) 意思能力

法律行為を行うために必要な判断能力をいい、**意思能力のない者の行った法律行為は、無効となる。**

子供でいえば、一般に7～8歳程度で備わりだすといわれている。



意思能力がない場合は契約を結ぶことが一切できない場合であり、意思能力はあるが行為能力がない場合は他人に補助してもらえば契約を結ぶことができるというイメージ。

#### (3) 行為能力

単独で完全に有効な法律行為を行うことができると能力を**行為能力**という。18歳以上の者で、判断能力に問題がない者に行為能力が認められる。

行為能力は有しないが、意思能力があり、ある程度の判断能力を有する場合、その者が行った法律行為を一律に無効として取引社会から追い出すのではなく、保護者の下で参加させるのが適当である。

そこで、後述の制限行為能力制度を設けて、行為能力を有しない者が取引に参加するためのルールを整えた。

## 2 制限行為能力者（4条～21条）

### (1) 制限行為能力者制度

民法は、未成年者など、通常の大人に比べて**判断能力が不十分**だと思われる者について、**制限行為能力者**という制度を設けている。すなわち、一定の者を**保護者**として、制限行為能力者の保護・監督にあたらせることとしている。

また、**制限行為能力者が1人でした**契約等の行為は、原則として**取り消すことができる**（民法5条2項等）。

#### 【制限行為能力者の種類】

- ・未成年者
- ・成年被後見人
- ・被保佐人
- ・被補助人

### (2) 未成年者

#### ① 未成年者とは

**18歳未満**の者である（4条）。

#### ② 未成年者の保護者

**親権者又は未成年後見人。**

未成年者の保護者には、法律上当然に未成年者を代理する権限があることから、「**法定代理人**」という。

### ③ 未成年者の法律行為

未成年者が法律行為をするには、その法定代理人（親権者又は未成年後見人）の同意を得なければならない（5条1項本文）。**同意を得ず**に法律行為をした場合、取り消すことができる（5条2項）。

ただし、以下の行為については取り消すことはできない。

	取り消すことができない行為
①	<p><b>単に権利を得または義務を免れる行為</b>（5条1項ただし書）</p> <p>⑤ 贈与を受けたり、借金をタダにしてもらう行為</p>
②	<p><b>法定代理人が処分を許した財産</b>（目的が定められていないでも財産さえ一定していれば足りる）<b>の処分行為</b>（5条3項）</p> <p>⑥ おこづかい、旅費、学費を処分する行為</p>
③	<p><b>許可された営業に関する行為</b>（6条1項）</p> <p>⑦ 法定代理人から管理業を営むことを許可された未成年者が、業として行う管理行為</p>

### ④ 保護者の権限

**同意権**（5条1項）、**代理権**（824条、859条）、**取消権**（5条2項）、**追認権**（120条、122条）

### ⑤ 取り消すことができる者

未成年者本人、法定代理人、行為能力者になった本人



#### 未成年者

法定代理人の同意を得れば、有効な法律行為ができる。



#### 追認

契約を後から認めて確定的に有効にすること。

### (3) 成年被後見人

#### ① 成年被後見人とは

精神上の障害によって**事理を弁識する能力を欠く常況にある者**で、一定の者（本人・配偶者・四親等内の親族・検察官等）の請求によって**家庭裁判所より後見開始の審判を受けた者**をいう（7条、8条）。

#### ② 成年被後見人の保護者

**成年後見人**である。成年後見人も未成年者の保護者と同様、**法定代理人**である。

未成年後見人を含む後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する（859条1項）。もっとも、成年後見人は、成年被後見人に代わって、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない（859条の3）。

#### ③ 成年被後見人の法律行為

**成年被後見人が単独で行った行為は、取り消すことができる**のが原則である（9条本文）。後見人の同意がある場合も取り消すことができる。

例外として、**日用品の購入その他日常生活に関する行為については、取り消すことができない**（9条ただし書）。



後見開始審判後の行為について取り消すことが可能となるのであって、後見開始審判前の行為について影響があるわけではない。

#### ④ 保護者の権限

**代理権、取消権、追認権**



保護者の権限  
同意権はない。

#### ⑤ 取り消すことができる者

成年被後見人本人、成年後見人、行為能力者になった本人である。

## (4) 被保佐人

### ① 被保佐人とは

精神上の障害により**事理を弁識する能力が著しく不十分な者**で、一定の者（本人・配偶者・四親等内の親族・検察官等）の請求によって家庭裁判所より保佐開始の審判を受けた者をいう（11条、12条）。

### ② 被保佐人の保護者

保佐人という。

### ③ 保佐人の同意を要する行為

以下の重要な行為について、保佐人の同意を得ないで行った場合には取り消すことができる（13条本文）。



保佐人の同意に代わる許可

保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる（13条3項）。

重要な財産上の行為	
①	元本を領収し、又は利用すること
②	借財・保証をなすこと
③	不動産（土地・建物）その他重要な財産の取引（売買等）
④	訴訟行為
⑤	贈与、和解又は仲裁合意をすること
⑥	相続の承認・放棄または遺産の分割をすること
⑦	贈与・遺贈を拒絶し、又は負担付贈与・遺贈を受けること
⑧	新築・改築・増築または大修繕をすること
⑨	土地（山林を除く）について5年、建物について3年を超える賃貸借をすること
⑩	①～⑨に掲げる行為を制限行為能力者の法定代理人としてすること
⑪	その他、家庭裁判所が保佐人の同意を必要とする旨の審判をした行為（日常生活に関する行為を除く）

日用品の購入その他日常生活に関する行為や、上記①～⑪で保佐人の同意を得て行った行為は取り消すことができない。

#### ④ 保護者の権限

(重要な財産上の行為について) 同意権、取消権、追認権

#### ⑤ 取り消すことができる者

被保佐人本人、保佐人、行為能力者になった本人

### (5) 被補助人

#### ① 被補助人

精神上の障害により**事理を弁識する能力が不十分な者**で、一定の者（本人・配偶者・四親等内の親族・検察官等）の請求（本人以外の者の請求のときは本人の同意が必要）によって家庭裁判所より補助開始の審判を受けた者（15条）。

#### ② 被補助人の保護者

補助人という。

#### ③ 補助人の同意を要する行為

原則として、1人で有効な契約をすることが認められているが、重要な行為のうち、審判で決定された特定の行為について、被補助人が単独で行った場合は取り消すことができる（17条4項）。

#### ④ 保護者の権限 ※家庭裁判所の審判で与えられた場合

特定の法律行為についての同意権・取消権・追認権

#### ⑤ 取り消すことができる者

被補助人本人、補助人、行為能力者となった本人



#### 保護者の権限

代理権は一般的には認められていないが、家庭裁判所は必要に応じ、特定の法律行為について、保佐人に代理権を付与できる。ただし被保佐人以外の者の請求により代理権付与の審判をするには、被保佐人の同意が必要となる（876条の4第1項・2項）。



#### 補助開始の審判

本人以外の者の請求により補助開始の審判をする場合、本人の同意が必要となる（15条2項）。

補助開始の審判は、特定の法律行為をするには補助人の同意を得なければならない旨の審判（17条1項）又は特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判（876条の9）とともにしなければならない（15条3項）。



家庭裁判所は特定の行為について代理権を与えることができる。

## (6) 制限行為能力者の取消しとその効力

### ① 取消しの効果

**契約が取り消されると、契約をしたときにさかのぼって無効になる（121条）。**

無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う（121条の2第1項）。

行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とする（121条の3第1項）。

### ② 第三者との関係

**制限行為能力者の取消しは、善意の第三者にも対抗できる。**

## (7) 取引の相手方の保護のための制度

制限行為能力者と取引をした相手方は、追認または取消しがあるまでは効力が確定せず、不安定な立場に置かれるため、相手方の保護のために次のような制度が設けられている。

### ア 相手方の催告権（20条）

相手方は、**1か月以上の期間**を定めて、その期間内にその取り消しができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の**催告**をすることができる。

まず、制限行為能力者の保護者や、制限行為能力者が行為能力者となった後に催告されたにもかかわらず、その**期間内に確答を発しないときは、追認したものとみなされる**。

また、被保佐人または被補助人がその保佐人または補助人の追認を得るべき旨の催告をされたにもかかわらず、その期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、取り消したものとみなされる。



CHECK

無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること（取り消すことができるものであること）を知らなかつたときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う（121条の2第2項）。



CHECK

催告

催促すること。



CHECK

みなす

判断を覆すことができないこと。

## イ 詐術等を行った場合（21条）

制限行為能力者が行為能力者であると信じさせるために**詐術**を用いたときは、契約を取り消すことはできない。



### 詐術

制限行為能力者が、制限行為能力者であることを黙秘していた場合でも、他の言動とあいまって、相手方を誤信させ、又は誤信を強めたときは詐術にあたるが、単に制限行為能力者であることを黙秘しただけでは詐術に当たらない（最判昭44.2.13）。

## ウ 取消権の時効消滅（126条）

取消権は、**追認をすることができる時から5年間**行使しないときは、時効によって消滅する。**行為の時から20年**を経過したときも消滅する。

## エ 法定追認（125条）

以下の事実があったときは、取り消すことができる行為について追認をしたものとみなされるのが原則である。

- ① 債務の一部または全部の履行
- ② 相手方に履行を請求した場合
- ③ 担保を提供したり担保の提供を受けた場合
- ④ 取得した権利の一部または全部の譲渡をした場合
- ⑤ 更改をした場合
- ⑥ 強制執行をした場合

## ① 制限行為能力者

	単独で有効にできる行為	取り消すことができる行為	保護者	
			代理権者	同意権者
未成年者	① 単に権利を得または義務を免れる行為 ② 法定代理人が处分を許した財産の処分行為 ③ 営業の許可がある時は営業に関する行為	法定代理人の同意を得ないで行った行為（左の行為は除く）	法定代理人（親権者、未成年後見人）	法定代理人
成年被後見人	日常生活に関する行為	自ら行った（法定代理人の同意の有無にかかわらず）すべての行為	法定代理人（成年後見人）	—
被保佐人	右の行為以外の行為	重要な行為のうちで、民法が定めるものにつき、保佐人の同意を得なかつた行為（土地で5年、建物で3年を超える賃貸借、不動産の取得・処分、相続の承認・放棄、遺産分割）	保佐人（特定の行為について審判があるとき）	保佐人
被補助人	右の行為以外の行為	審判で定められた特定の行為	補助人（特定の行為について審判があるとき）	補助人（特定の行為について審判があるとき）

## ② 制限行為能力者の権利

制限行為能力者	取消権	追認権
未成年者	○	△※2
成年被後見人	○	—
被保佐人	○	△※2
被補助人 <sup>※1</sup>	○	△※2

※1 審判で定められた特定の法律行為のみ補助される

※2 保護者の同意を得れば追認できる。

## ③ 制限行為能力者の保護者の権限

保護者	取消権	追認権	同意権	代理権
未成年者の親権者 ・未成年後見人	○	○	○	○
成年被後見人の 成年後見人	○	○	—	○
被保佐人の保佐人 ※重要な財産上の 行為のみ	○	○	○	△*
被補助人の補助人	△*	△*	△*	△*

※ 審判により認められる。